

# 交野市水道局

## 令和7年度水質検査計画

### 水質検査計画の内容

1. 水質検査計画に関する基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水、浄水の水質状況及び水質管理上の留意点
4. 採水地点、検査項目及び検査頻度
5. 臨時の水質検査に関する事項
6. 水質検査方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
8. 水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項



## 1. 水質検査計画に関する基本方針

交野市水道局では、お客様へ安全でおいしい水をお届けするための水質検査を行うことを基本方針とし、以下の方法にて水質検査を行います。

### (1) 採水地点

水道法にて検査が義務付けられている給水栓とその元となる浄水施設出口、そして交野市独自の水質管理のための採水地点として総原水、浄水(自己水)、大阪広域水道企業団水道水(以下「企業団水」という。)、配水池、深井戸とします。

### (2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている「水質基準項目」及び「毎日検査項目」、また水質管理上検査することが望ましい「水質管理目標設定項目」及び「その他の水質検査項目」とします。

### (3) 検査頻度

水道法及び交野市の過去の検査結果に基づき、適正な検査頻度を設定します。

## 2. 水道事業の概要

交野市水道局では、市内17本の深井戸(地下約200~300m)から汲み上げた地下水を、星の里浄水場で浄水処理しています。さらに、大阪広域水道企業団(村野浄水場)から浄水を受水し、私市ポンプ場で混合し、交野市内ほぼ全域に給水しています。

### (1) 給水状況(令和6年3月現在)

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| ① 給水人口    | 77,221人              |
| ② 普及率     | 100.0%               |
| ③ 1日最大給水量 | 21,591m <sup>3</sup> |
| ④ 1日平均給水量 | 20,412m <sup>3</sup> |

### (2) 浄水場の概要

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| ① 名称   | 星の里浄水場                  |
| ② 水源   | 地下水(深井戸)                |
| ③ 処理方法 | 生物接触ろ過・急速ろ過             |
| ④ 処理能力 | 22,500m <sup>3</sup> /日 |

## 3. 原水、浄水の水質状況及び水質管理上の留意点

原水の水質状況は、地下深くを流れているため外気温の影響を受けにくく、水温が年間を通して一定しています。また大雨などの影響を受けず、地中でろ過が行われるため濁りが少なく、水質が良好です。現在まで問題となる有害物質等は検出されておらず、浄水の水質状況は、これまでの検査結果からは水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。

水質管理については、主に浄水処理工程における鉄、マンガン等の処理状況、給水栓末端における消毒副生成物、消毒効果の減少について留意しています。

## 4. 採水地点、検査項目及び検査頻度

### (1) 採水地点

#### ① 給水栓末端 (P6 参照)

市内の低区系、高区系、特高区系、倉治山手系、磐船系の5給水区域について、各給水区域の代表給水栓末端採水地点5地点を含む合計13地点の給水栓末端採水地点

#### ② 配水池 (P6 参照)

市内の5つの配水池

#### ③ 浄水施設 (P7 参照)

浄水施設出口水、総原水、浄水(自己水)、企業団水

#### ④ 水源(深井戸) (P8 参照)

市内17ヵ所の井戸

### (2) 検査項目及び検査頻度

#### ① 法令に基づく水質検査 (P9、10 参照)

##### (ア) 水質検査項目

水質検査表(1)のとおり「水質基準項目」について、代表末端採水地点及び浄水施設出口で水質検査を行います。また、水質検査表(2)の「1日に1回行う水質検査」について給水栓末端及び配水池で水質検査を行います。

##### (イ) 検査頻度

1. 水質検査表(1)「水質基準項目」の基42,43の検査は1年に1回、基4,10,22,24,26,28,31,41,44,45の検査は3月に1回、それ以外の検査は1月に1回、それぞれ水質検査を行います。
2. 水質検査表(1)「水質基準項目」のうち、水道法施行規則に基づき省略可能な項目がありますが、安全性の確保から省略は行わず検査を実施します。また、浄水施設出口から給水栓末端まで濃度上昇のおそれのない項目については浄水施設出口を給水栓水の代表として水質検査を行います。
3. 水質検査表(2)の色及び濁り並びに消毒の残留効果の確認は、1日に1回行います。

#### ② 本市が独自に行う水質検査 (P11~14 参照)

##### (ア) 水質検査項目

1. 水質検査表(1)「水質基準項目」は、浄水処理工程における適正な水質管理面から、水質検査を行います。
2. 水質検査表(2)「水質管理目標設定項目」は、水道水質管理上留意すべきものとして水質検査を行います。
3. 水質検査表(3)「その他の水質検査項目」は、水質基準項目や水質管理目標設定項目以外で、一般に関心の高い項目である病原性生物(クリプトスポリジウム等)及び浄水処理上必要となる各種項目について水質検査を行います。

##### (イ) 検査頻度

1. 水質検査表(1)「水質基準項目」の検査頻度は、水源から給水栓までの水質変化を総

合的に捉えるため、水質検査表（1）のとおり水質検査を行います。

2. 水質検査表(2)「水質管理目標設定項目」の検査頻度は、水道水の安全性を確認するため、水質検査表（2）のとおり水質検査を行います。
3. 水質検査表(3)「その他の水質検査項目」の検査頻度は、水道水の安全性を確認するため、水質検査表（3）のとおり水質検査を行います。

## 5. 臨時の水質検査に関する事項

次に掲げる事項に該当する場合は、対応する項目について水道法第 20 条に基づく臨時検査を直ちに行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・ 水源に異常があったとき。
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・ 浄水過程に異常があったとき。
- ・ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・ その他特に必要があると認められたとき。

## 6. 水質検査方法

この計画に掲げる水質検査は、交野市水道局星の里浄水場内水質検査室（自己検査）又は企業団事業管理部水質管理センター（共同検査）で検査を行います。水質基準項目の検査は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」、水質管理目標設定項目の検査は「厚生労働省健康局水道課長通知（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号）」、その他の水質検査項目の検査方法は「上水試験方法（日本水道協会）」によって行います。

なお、自己検査、共同検査において検査不可能な項目については、大阪健康安全基盤研究所等に委託します。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画及び検査結果は、交野市水道局ホームページで市民に公表します。また、年 1 回水質検査計画及び水質試験成績書を発行し、交野市水道局・星の里浄水場窓口、交野市役所情報公開コーナー、ゆうゆうセンターで閲覧に供します。

## 8. 水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

### （1）水質検査結果の評価及び計画の見直しに関する事項

各項目の水質検査結果について水質基準等と比較・検証を行い、翌年度の水質検査計画に反映させます。

### （2）水質検査の精度と信頼性保証に関する事項

水質検査の精度については、原則として定量下限値を水質基準及び目標値の 10 分の 1 となるよう検査を実施します。また、大阪府が行う精度管理に参加して水質検査の高い精度及び信頼性

確保に努めます。

### (3) 関係者との連携に関する事項

大阪府茨木保健所や大阪府健康医療部環境衛生課等の関係機関と密な連絡体制をとると共に、アクアネット大阪（※）を通じた情報交換により、被害の予防・拡大阻止に努めます。

（※）アクアネット大阪・・・大阪広域水道企業団・市町村水道情報交換システム

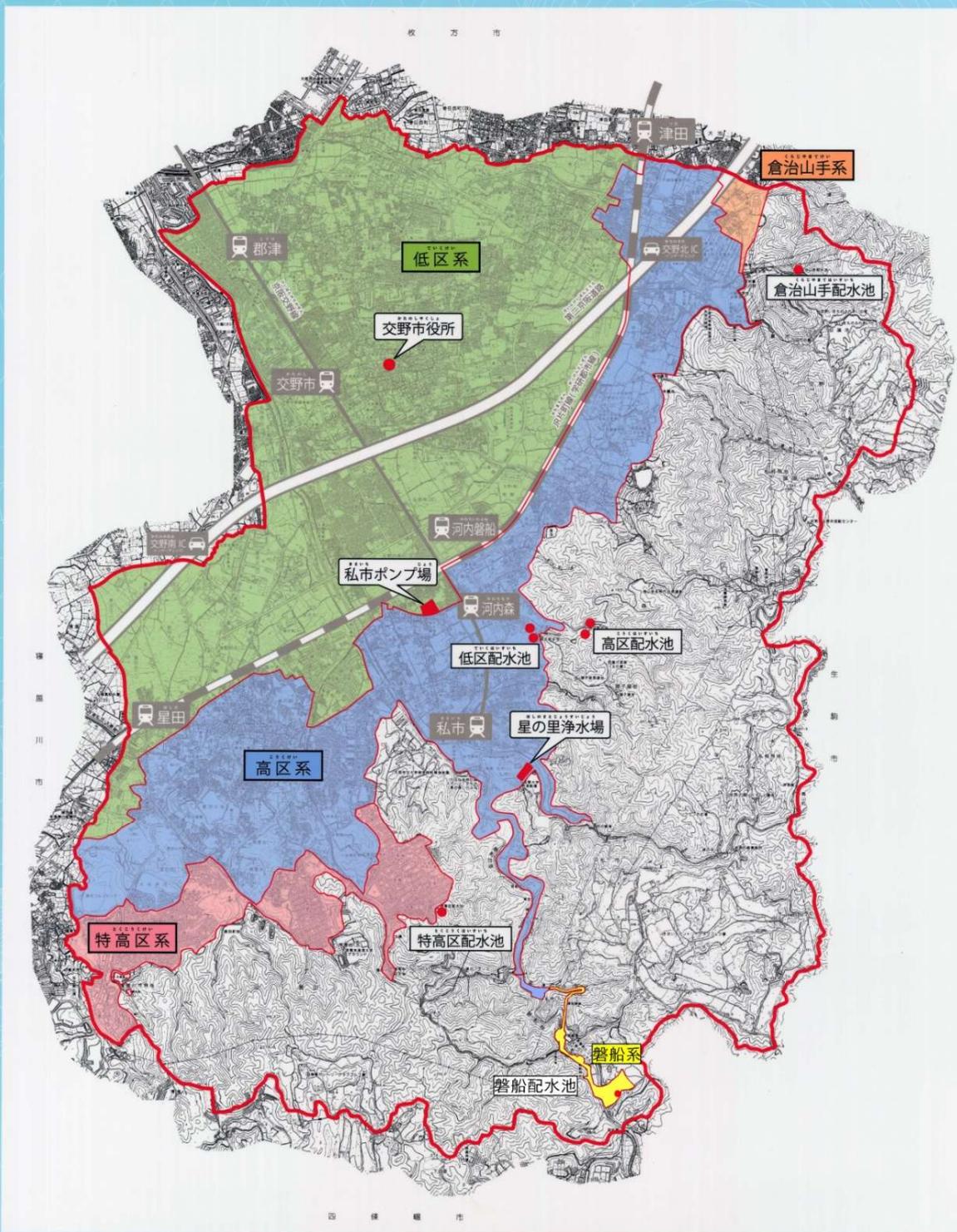
担当：交野市水道局 浄水課（星の里浄水場内）

T E L：072-893-6281 F A X：072-893-6282

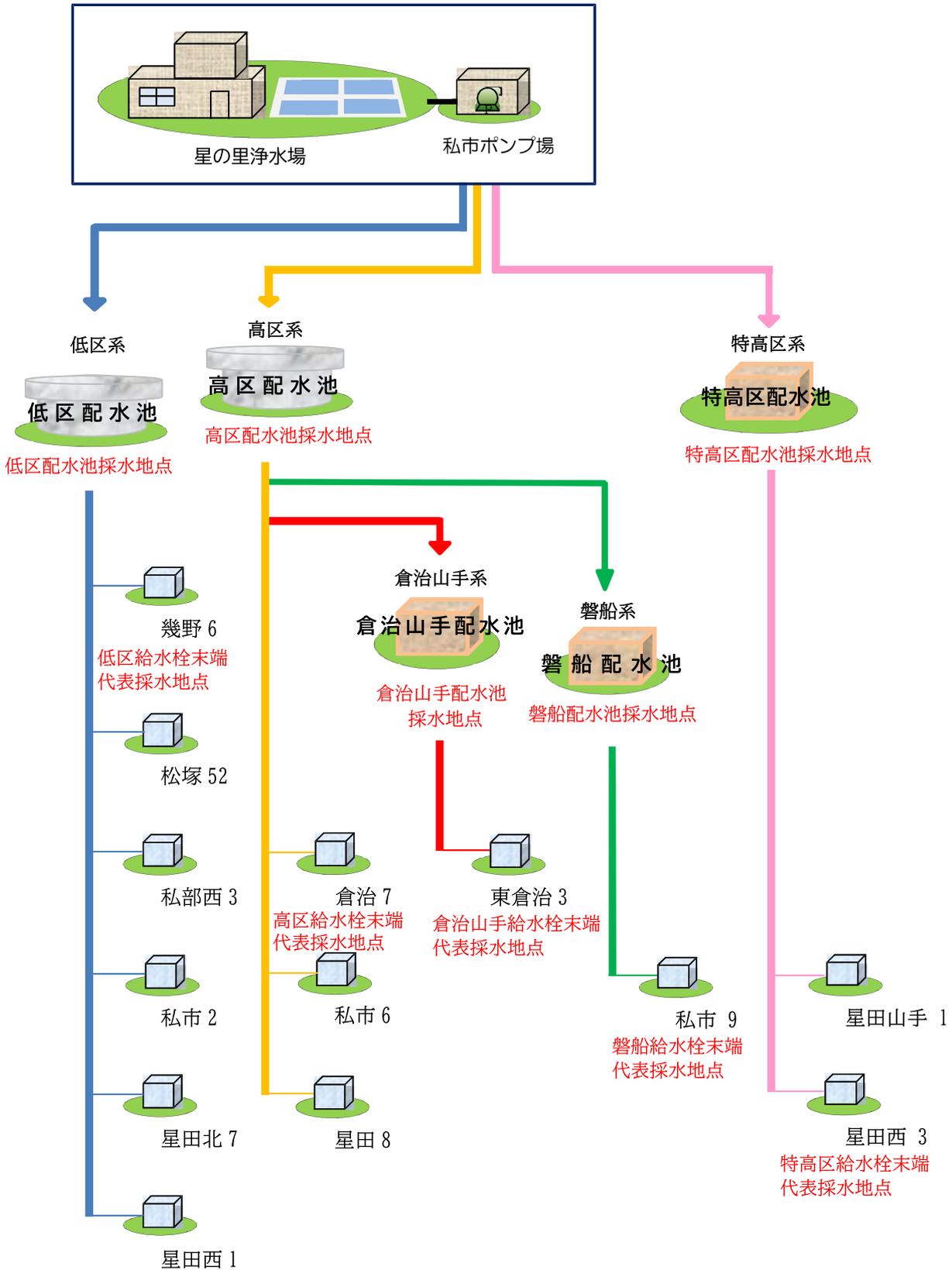
E-mail：suidouj@city.katano.osaka.jp

ホームページ：<http://www.city.katano.osaka.jp/soshiki/suidouk/>

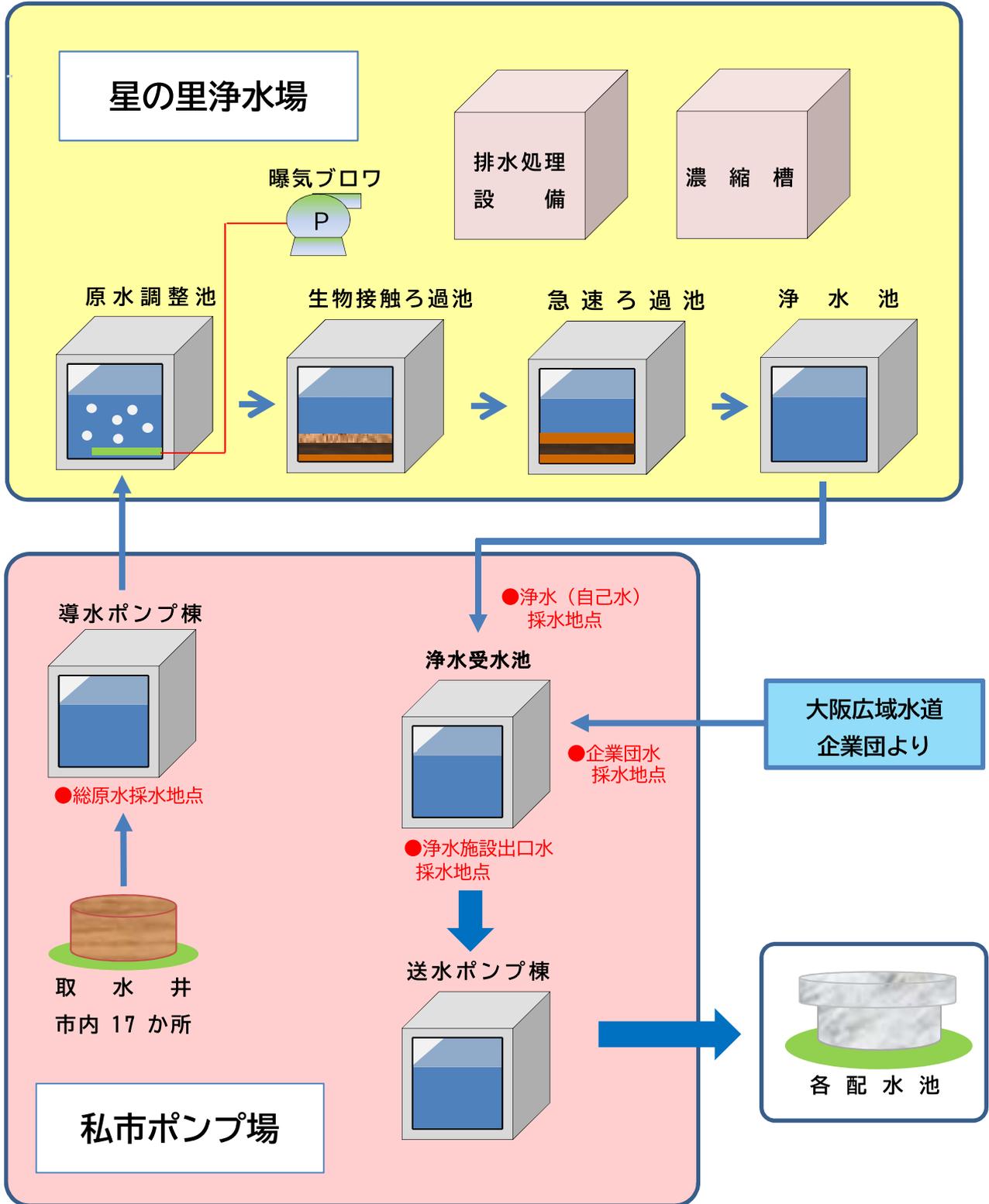
# 交野市の配水区域地図



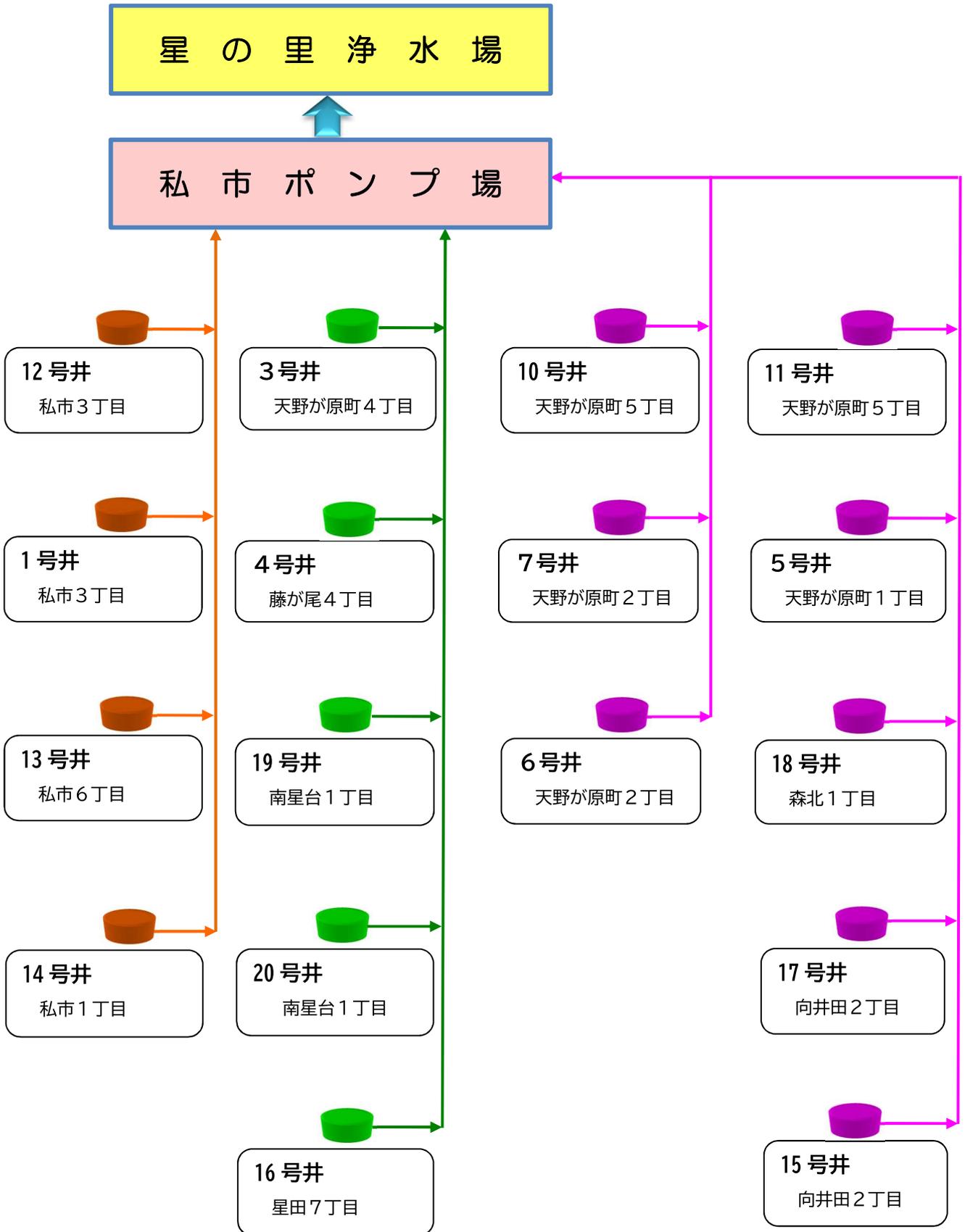
# 給水栓末端および配水池採水地点



# 浄水施設内採水地点



# 水源（深井戸）採水地点



●法令に基づく水質検査

水質検査表(1)

◎水質基準項目

番号	検査項目	基準値	法令における検査頻度	検査計画頻度		検査体制
				給水栓末端	浄水施設出口 (自己水+企業団水)	
基1	一般細菌	100個/mL以下	1回/月以上	1回/月	1回/月	自己検査
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月以上			
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	1回/3月以上	1回/月	1回/月	
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	1回/3月以上	1回/3月	1回/3月	共同検査
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	1回/3月以上	1回/月	1回/月	自己検査
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	1回/3月以上			
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	1回/3月以上			
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	1回/3月以上			
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回/3月以上	1回/月	1回/月	共同検査
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	1回/3月以上	1回/3月	1回/3月	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回/3月以上	1回/月	1回/月	自己検査
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	1回/3月以上	1回/月	1回/月	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	1回/3月以上			
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回/3月以上			
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回/3月以上			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1回/3月以上			
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回/3月以上			
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回/3月以上			
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回/3月以上			
基20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回/3月以上			
基21	塩素酸	0.6 mg/L以下	1回/3月以上			1回/月
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回/3月以上	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回/3月以上	1回/月	1回/月	自己検査
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回/3月以上	1回/3月	1回/3月	共同検査
基25	ジブromokロロメタン	0.1 mg/L以下	1回/3月以上	1回/月	1回/月	自己検査
基26	臭素酸	0.01 mg/L以下	1回/3月以上	1回/3月	1回/3月	共同検査
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回/3月以上	1回/月	1回/月	自己検査
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回/3月以上	1回/3月	1回/3月	共同検査
基29	ブromोजクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回/3月以上	1回/月	1回/月	自己検査

番号	検査項目	基準値	法令における検査頻度	検査計画頻度		検査体制	
				給水栓末端	浄水施設出口 (自己水+企業団水)		
基30	プロモホルム	0.09 mg/L以下	1回/3月以上	1回/月	1回/月	自己検査	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回/3月以上	1回/3月	1回/3月	共同検査	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	1回/3月以上	1回/月	1回/月	自己検査	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	1回/3月以上				
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	1回/3月以上				
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	1回/3月以上				
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	1回/3月以上				
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	1回/3月以上				
基38	塩化物イオン	200 mg/L以下	1回/月以上				1回/月
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	1回/3月以上	1回/月	1回/月		
基40	蒸発残留物	500 mg/L以下	1回/3月以上				
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回/3月以上			浄水施設出口に一元化	1回/3月
基42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	発生時期	1回/年	1回/年		
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	発生時期				
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回/3月以上	浄水施設出口に一元化	1回/3月	共同検査	
基45	フェノール類	0.005 mg/L以下	1回/3月以上				
基46	有機物(全有機炭素(TOC)量)	3 mg/L以下	1回/月以上	1回/月	1回/月	自己検査	
基47	pH値	5.8~8.6	1回/月以上				
基48	味	異常でないこと	1回/月以上				
基49	臭気	異常でないこと	1回/月以上				
基50	色度	5度以下	1回/月以上				
基51	濁度	2度以下	1回/月以上				

注1 給水栓末端にて「浄水施設出口に一元化」としたものは、送・配水施設において濃度上昇のおそれがないため、浄水施設出口で一元化し検査を行います。

注2           は、水道法に基づき、水質検査の省略ができない項目です。

## 水質検査表(2)

◎1日に1回行う水質検査

番号	検査項目	評価	検査計画頻度	採水場所
1	色	異常でないこと	1回/日	給水栓末端13箇所 及び配水池5箇所
2	濁り	異常でないこと		
3	消毒の残留効果	0.1mg/L以上		

●独自で行う水質検査

水質検査表(1)

◎水質基準項目

番号	検査項目	基準値	検査計画頻度					検査体制
			浄水 (自己水)	企業団水	配水池	原水		
						深井戸	総原水	
基1	一般細菌	100個/mL以下	1回/月	1回/月	1回/年	1回/年	1回/月	自己検査
基2	大腸菌	検出されないこと						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下						
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	1回/3月	1回/3月 ◆	—	—	1回/3月	共同検査
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	1回/月	1回/月	1回/年	—	1回/月	自己検査
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下						
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下						
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	1回/月	1回/月	1回/年	—	1回/月	自己検査
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下						
基10	シアン化物イオン 及び塩化シアン	0.01 mg/L以下						
基11	硝酸態窒素 及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回/3月	1回/3月 ◆	—	—	1回/3月	共同検査
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下						
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下						
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回/月	1回/月	1回/年	—	1回/月	自己検査
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下						
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下						
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回/月	1回/月	1回/年	—	1回/月	自己検査
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下						
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下						
基20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/3月 ◆	—	—	1回/3月	共同検査
基21	塩素酸	0.6 mg/L以下						
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下						
基23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回/月	1回/月	1回/年	—	1回/月	自己検査
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回/3月	1回/3月 ◆	—	—	1回/3月	共同検査
基25	ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回/月	1回/月	1回/年	—	1回/月	自己検査
基26	臭素酸	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/3月 ◆	—	—	1回/3月	共同検査
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回/月	1回/月	1回/年	—	1回/月	自己検査
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回/3月	1回/3月 ◆	—	—	1回/3月	共同検査
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回/月	1回/月	1回/年	—	1回/月	自己検査

番号	検査項目	基準値	検査計画頻度					検査体制
			浄水 (自己水)	企業団水	配水池	原水		
						深井戸	総原水	
基30	プロモホルム	0.09 mg/L以下	1回/月	1回/月	1回/年	—	1回/月	自己検査
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回/3月	1回/3月 ◆	—		1回/3月	共同検査
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	1回/月	1回/月	1回/年	1回/年	1回/月	自己検査
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下						
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下						
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下						
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下						
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下						
基38	塩化物イオン	200 mg/L以下						
基39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L以下						
基40	蒸発残留物	500 mg/L以下						
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下						
基42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	1回/年	1回/年				
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1回/3月	1回/3月				
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下						
基45	フェノール類	0.005 mg/L以下	1回/3月	1回/3月				
基46	有機物(全有機炭素(TOC)量)	3 mg/L以下	1回/月	1回/月	1回/年	1回/年	1回/月	自己検査
基47	pH値	5.8~8.6						
基48	味	異常でないこと						
基49	臭気	異常でないこと						
基50	色度	5度以下						
基51	濁度	2度以下						

水質検査表(2)

◎水質管理目標設定項目

番号	検査項目	目標値 ※(P)は暫定値	検査計画頻度							検査体制
			給水栓 末端	浄水施設 出口 (自己水+ 企業団水)	浄水 (自己水)	企業 団水	配水池	原水		
								深井戸	総原水	
目1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/年	1回/年	1回/月	自己検査
目2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下 (P)								
目3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下								
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下								
目8	トルエン	0.4 mg/L以下								
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下	—	—	—	—	—	1回/年	共同検査	
目10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下						—		
目12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下						—		
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下 (P)						—		
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下 (P)						1回/年		
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/年	—	自己検査	
目16	残留塩素	1 mg/L以下								
目17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10~100mg/L						※		
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下						※		
目19	遊離炭酸	20 mg/L以下						1回/年		
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/年	1回/年	自己検査	
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下						1回/月		
目22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下						1回/3月		
目23	臭気強度(TON)	3以下						—		
目24	蒸発残留物	30~200mg/L						—		
目25	濁度	1度以下	※							
目26	pH値	7.5程度	※							
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	—	1回/年	自己検査	
目28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(P)						—		
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下						1回/月		
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	※							
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L以下(P)	—	1回/4月	—	—	—	1回/4月	委託検査	

注1 目4・6・7・11は欠番です。

注2 交野市では浄水処理に二酸化塩素を使用していないため、目10亜塩素酸及び、目12二酸化塩素の検査を省略しています。

水質検査表(3)

◎その他の水質検査項目

検査項目	目標値等 ※(P)は暫定値	検査計画頻度							検査体制	
		給水栓 末端	浄水施設 出口 (自己水+ 企業団水)	浄水 (自己水)	企業 団水	配水池	原水			
							深井戸	総原水		
要 検 討 項 目	モリブデン	0.07 mg/L以下	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/年		1回/月	自己検査
	スチレン	0.02 mg/L以下								共同検査
	ノニルフェノール	0.3 mg/L以下 (P)								
	ビスフェノールA	0.1 mg/L以下 (P)	—	—	—	—	—	—	1回/年	
	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01 mg/L以下								
	フタル酸ブチルベンジル	0.5 mg/L以下								
	パルロロハキサンルル酸(PFHxS)	—		1回/4月					1回/4月	委託検査
そ の 他 の 項 目	クリプトスポリジウム	—								委託検査
	ジアルジア	—			1回/年					
	クリプトスポリジウム指標菌	—							1回/3月	
	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下 (P)							1回/年	
	電気伝導率	—	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月		1回/月	自己検査
	総アルカリ度	—	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	—		1回/3月	
	アンモニア態窒素	—					1回/3月			
	溶性ケイ酸	—					—	1回/年		
	カリウム	—	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月			1回/月	
	硫酸イオン	—					1回/月			
溶存酸素	—	—	—	—	—	—		1回/年		

- 備考：① 検査方法は、国が定めた水道水の検査方法に基づき行うとともに、上水試験方法(日本水道協会)を参考にして検査を行います。
- ② 自己検査項目を共同検査・委託検査に変更する場合や、検査頻度を見直す場合があります。
- ③ 独自の検査は、自己検査を基本とします。また検査不可能な項目についても、要検査と判断した項目については共同検査・委託検査を行います。
- ④ 「—」は、検査を行いません。
- ⑤ 「◆」は、大阪広域水道企業団が実施した水質検査の結果を確認します。
- ⑥ 「※」は、水質基準項目として検査を実施しています。